

(参考) その他の論点への対応

令和3年3月23日/農林水産省

論点	意見・要望	対応方針
地上権・賃貸借許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農型再エネに関して、自ら運営する場合と地上権を設定する場合で実質的な差異はほぼないため、後者にのみ付加的な手続が課される合理性はなく、前者と同様に転用許可手続のみとすべき。それが難しい場合でも、<u>地上権・賃貸借許可を含めた農転手続きをワンストップ</u>にして実質的に手続き上の差異を無くすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業者の負担を軽減する観点から、農地法第3条の許可申請書以外の全ての添付書類について、農地法第5条許可申請書の写しを添付することで足りることとする通知を3月22日付けで発出した。</u>
温室等と一体的に設置した太陽光発電施設の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎や温室などの「農業用施設」に敷設する太陽光発電設備の一時転用の条件を緩和。直接電力供給限定と発電能力制約は不要とし、一体型ではなく敷地が同一または隣接でも良いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農業用施設の屋根や壁などに太陽光発電設備を設置する行為は、農地を農地以外のものにする行為には当たらず、農地転用に当たらないことを年度内に通知で周知。</u> ・ ただし、一体型ではなく、隣接地の農地に設置する場合は、農地転用に当たるため、一定の要件（一体的設置、直接供給等）を満たす必要がある。なお、一体的に設置とは、当該施設に隣接している土地に設置する場合を想定しており、必ずしも同じ敷地内に限定していない。また、直接供給は、発電した電気を農業用施設に直接供給することを求めているものであり、発電した電気をいったん売電し、電力会社の配電網から電気を引き込むことは認めていない。
柵塀等への利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ Next2Sun のような垂直型の太陽光パネルを「柵へい」と同じ農業用施設または営農型太陽光発電として位置づけ、すでに要望した同条件(転用不要、収量基準なし)での活用を認めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>垂直型の太陽光パネルの取扱いについては、垂直架台が農作業の支障とならないものであれば、支柱は2メートル以上という高さ制限には該当しない。</u>垂直架台が、通知が規定している農地の上部空間に太陽光パネルを設置する一般的なものと

		異なるタイプであり、当該通知の基準がそのまま適用できない場合は、農地転用許可権者が個別に転用の可否を判断することになり、その場合は高さ制限を適用しないなど、具体的な事案に応じて適切に対応することとなり、その旨を年度内に通知で周知。
農地所有適格法人制度の事業要件における営農型太陽光・バイオマス発電等の位置づけの明確化	<ul style="list-style-type: none"> 農地所有適格法人に該当する4要件の1つとして、主たる事業が農業及びその関連事業であり、その売上高が事業全体の過半でなければならないという「事業要件」がある。営農型太陽光発電による売電収入が、農業に関連する事業として明確には位置付けられていないために、比較的大規模に農業を展開している農地所有適格法人が営農型太陽光発電設備を導入することへの阻害要因になっている。そこで、農地法施行規則第二条に、「営農型太陽光発電、並びにバイオマス発電及びバイオマス熱供給」を追加するなどして、営農型太陽光やバイオマス発電等の売電収入が事業要件を満たすよう農業の関連事業として明確に位置付けられるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業と一体的に行われる営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業について、農地所有適格法人の関連事業に該当する旨、令和2年度内に省令で明確化
営農型太陽光パネル下部での農作物栽培品種の自由化	<ul style="list-style-type: none"> 営農計画書に農作物名を書く際に、無用な行政指導が入る。品種は自由に記載していいように徹底いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 営農型太陽光発電設備の下部の農地で栽培する農作物の品種についての定めはないため、現行でも品種は自由に選ぶことが可能。なお、営農計画書の記載について、品目は自由に記載できる旨を年度内に通知で周知
営農型太陽	<ul style="list-style-type: none"> 営農型太陽光発電設備の耕作権の移譲が原則として禁 	<ul style="list-style-type: none"> 営農型太陽光発電設備の下部の農地の耕作目的での所有権移

<p>光の農地の売却や耕作者変更要件の緩和</p>	<p>止、もしくは想定されていないため手続きが煩雑な上に、手続きにあたって「始末書」の提出を求められる。なお、始末書を重ねることが一時転用等の不許可の要因となることもある。設備下の農地の売却や賃借（耕作権の設定）は農地法3条の所有権の移転、賃借権の設定・移転のみで可能とし、その場合であっても農地法5条の一時転用許可については従前の許可が継続。</p>	<p>転又は賃借権の設定等を行う場合、営農型太陽光発電設備を設置するための支柱部分について、改めて農地法第5条の許可を受ける必要はない。また、農地法及び関係通知において、始末書の提出を求めるような取扱いは示していない。これらの内容を年度内に通知で周知。</p>
<p>営農計画書上での品目の複数作物の記載</p>	<p>・ 下部の農地での営農計画を出す際に、複数作物での申請を可能とし、その申請作物のいずれかを栽培していれば適正に耕作されているものとして、一時転用許可を認めることとする。</p>	<p>・ あらかじめ複数の農作物を記載して、営農者の判断で記載した作物の中から機動的に作付けすることも否定されるものではない。このため、このような営農計画書であっても一時転用許可の対象となるよう年度内に通知で周知。</p>